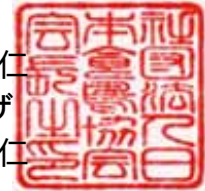


日鳥協発第18 - 215号
平成19年1月30日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



高病原性鳥インフルエンザの発生、まん延防止について（依頼）

宮崎県清武町と日向市東郷町に続き、岡山県高梁市で本年3例目となる高病原性鳥インフルエンザが短期間の間に発生し、かつ、防疫対策を実施されていたにも拘わらず発生したこともあって、生産者をはじめ、関係者におかれましては警戒感をさらに強められているかと思えます。

しかし、予防措置を実施されていたからこそ、一定の成果があって、このような発生に止まっていると考えられます。今般の感染経路については、清武町で分離されたウィルスと中国青海湖で分離されたウィルス株と同系統であることから、専門家の間では渡り鳥により持ち込まれたのではないかとされています。カモ類などの渡り鳥の糞が感染源となり、人家付近に生息する留鳥、ネズミ等の動物、人を介して鶏房内にウィルスが持ち込まれる可能性は高いと考えられます。

本病の防疫対策を考えた場合、野外のウィルスを農場内に持ち込まないような措置が必要であり、このため、野鳥のみならず、人、資材、車輛等の消毒は不可欠と考えられます。

そこで、消費・安全局衛生課長、国内防疫調整官及び防疫企画班長は都道府県家畜衛生担当部局に監視体制の強化に係る指導を通知されました。この通知のうち、かなりのものが農場の再チェックに有効なものと考えましたので、抜粋してお知らせ致します。

なお、宮崎県清武町では清浄の保持が2週間経ち、日向市東郷町ではほぼ発生農場の措置が終了し、岡山県高梁市の発生農場では殺処分の措置がとられつつあります。

また、発生件以外の都道府県におかれても、消毒の見直し、防鳥ネットの隙間、飲み水、周辺の状態など注意すべき点を確認されているようであります。

引き続き、非核3原則ではありませんが、持ち込まない、拡げない、居させないをモットーに、発生、まん延防止等防疫対策の実施方をお願い致します。

おって、ご承知かと思えますが家畜伝染病予防法第21条を付しておきます。

家畜伝染病予防法 抜粋

(飼養衛生管理基準)

第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 三 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 四 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 五 他の農場等に立ちつた者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ちつた車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 六 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 七 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 八 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 九 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 十 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

別紙 1 岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる新たな事例の確認に伴う監視体制の強化について（動物衛生課長通知）

別紙 2 岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化（防疫企画班長通知）

別紙 3 高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策について（国内防疫調整官通知）

別紙 4 （社）全国家畜畜産物衛生指導協会作成 パンフレット

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。



18消安第12200号
平成19年1月27日

都道府県畜産主務部長殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる新たな事例の確認に伴う
監視体制の強化について

都道府県におかれましては、これまでも監視体制及びまん延防止対策の強化を行っていただいているところです。このような中、今般、岡山県高梁市において高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）が疑われる事例が確認されました。今般の事例も早期発見・早期通報により、現地におきましては初動防疫が図られているところですが、引き続き早期連絡の徹底など危機管理体制の構築に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、短期間に本病が続発している状況を踏まえ、今般、本病ウイルスを養鶏農場内に侵入させないよう、家きん飼養者に対しまして、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条に掲げられている飼養衛生管理基準10項目の遵守の徹底、とりわけ下記の事項についての徹底・再点検を図るとともに、改善を要することが確認された場合は、直ちに必要な措置を講じるよう指導願います。

なお、この結果については、2月2日までに当課まで報告をお願いします。

記

- 1 野鳥、ねずみなどの野生生物が鶏舎内に侵入しないよう、鶏舎の隙間・防鳥ネットの措置の徹底を図るとともに、これらの損傷・破損等の点検。
- 2 人・資材・車両が農場・鶏舎に出入する時における人の手指・靴底及び車両の消毒、作業専用の長靴・衣服の交換の徹底、農場敷地内の消毒を図るとともに、消毒薬の頻回交換、消毒の方法・濃度の確認、作業着の交換等の点検。

各都道府県畜産主務課家畜衛生担当者 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫企画班長

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う
監視体制の強化

高病原性鳥インフルエンザの発生防止については、「岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる新たな事例の確認に伴う監視体制の強化」(平成19年1月27日18消安第12200号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)(以下「課長通知」という。)により2月2日までに全国の養鶏場に対し、衛生対策の再々の徹底・周知をお願いしているところです。

これまでの皆様のご指導により多くの農場において「発生予防措置を図る」ことは一定の成果が見られていますが、今般、短期間で3件の発生があったことから、ウイルスが野鳥により国内に持ち込まれている可能性が言われております。このため、今回の課長通知では、防鳥ネットの措置及び農場・鶏舎の消毒の2点について、機能的に実施していることを点検することにより、今後の発生を防止することをポイントとしております。

養鶏場における本病発生の防止対策を考えた場合、ご存じのとおり、最終的に野外のウイルスを農場内に持ち込まないような措置が必要であり、このためには野鳥のみならず、人・資材・車両などの消毒等の対策が不可欠と考えます。

このようなことから、今、まさにこの時期に短期間で実施する趣旨をご理解頂き、2月2日の期限までに1000羽以上の飼養農家はもちろん、それ以下も可能な限りの養鶏農家に対し、聞き取り・立ち入りなどのあらゆる方法で、前記2点について周知を図り、点検作業をしていただきたいと思います。

また、今回のことは実際に現場で作業されます家畜保健衛生所の家畜防疫員に対しても、趣旨をご理解いただきご指導いただくようよろしくお願いいたします。

事務連絡
平成19年1月30日

各都道府県畜産主務課家畜衛生担当者 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国内防疫調整官

高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策について

高病原性鳥インフルエンザの発生防止については、宮崎県清武町での発生以来繰り返し指導・確認をお願いし、各都道府県で対応いただいているところですが、以下、発生予防の考え方を整理してみましたので、参考の上、対応いただくよう取り急ぎ連絡します。

1 考えられる感染経路

今回の感染経路については、感染経路究明チームを設置し、検討を開始しているところですが、宮崎県清武町で分離されたウイルスは、中国青海湖で分離されたウイルス株と同じ系統であり、同系統のウイルスは他にモンゴル、韓国、ロシアなどでも分離されていることから、専門家の間では渡り鳥によりウイルスがわが国に持ち込まれているのではないかとされており、

渡り鳥でウイルスが持ち込まれたとした場合の鶏舎内への感染ルートは、平成16年の発生の際の検討でも、直接、カモ類などの水きん類が直接鶏舎内に入ることにはないとされており、カモ類などの渡り鳥の糞が感染源となり、人家付近に生息する留鳥、ネズミなどの動物、人などを介して鶏舎にウイルスが持ち込まれる可能性があるとして、います（高病原性鳥インフルエンザの感染経路（2004年6月30日公表）参照）。

2 発生予防対策

一般的な衛生対策としては飼養衛生管理基準が基本となり、また、高病原性鳥インフルエンザ対策については、平成16年の発生に関する感染経路究明チームの提言（高病原性鳥インフルエンザの感染経路（2004年6月30日公表）参照）、社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会が作成しているパンフレットが参考となりますが、以下の点について留意しながらご指導願います。

(1) 農場出入口での衛生対策

- ① 出入り口は極力1か所に限定し、人・車両等の入場の制限、入場時の手指・靴底・車両の消毒等を徹底する。冬季は凍結防止対策（恒温装置など）を行い、車両は車輪・車の下側を中心に消毒を行う。
- ② 入退場の際は、農場専用の衣服への着替え、長靴の履き替えを行う。
- ③ 消毒薬、専用着を毎日交換する。
- ④ 車両が農場内を移動する場合は、鶏舎エリアから鶏糞エリアへ移動するなどルートの一方向化（ワンウェイ化：）を極力行う。
- ⑤ 鶏卵、鶏、死亡鶏、堆肥の搬出は、特定の場所で運搬車両に引き渡し、使用したラック、コンテナ、車両及び地面等を消毒する。

(2) 鶏舎出入り口での衛生対策

- ① 踏み込み消毒層の設置、消毒薬の頻回交換、長靴のよごれの洗浄・浸け置き消毒槽での浸け置き、手指・衣服の消毒などの基本を徹底する。
- ② 消毒薬の効果が減じる冬季であることから、消毒薬の凍結防止に努めることとし、消毒が確実に行えないような場合には、鶏舎内専用の長靴の履き替え、作業着の着替えを行う。この場合、鶏舎内専用長靴・作業着と鶏舎外用との交差汚染を避けるため、鶏舎入り口にスノコを敷くなど、鶏舎内外の区分を明確にする。

(3) 農場・鶏舎への野鳥・ねずみ等の侵入防止対策

- ① 農場周囲のフェンスが設置されていない場合やネズミなどの動物の侵入を防ぐための対策として、農場敷地周縁・鶏舎周囲、農場内の道路に消石灰を2～3m幅で一面白く覆うように散布する（人の出入りの防止、ネズミなどの動物の忌避、侵入時の消毒効果が期待され、侵入の有無の確認も可能となる）。
- ② 2cm角以下の防鳥ネットを鶏舎の他、飼料置き場、堆肥舎などにも設置し、屋根・壁などの隙間・穴はネットなどで塞ぐ。
- ③ 防鳥ネットは屋根など上部から地面に垂れ下がるように吊し、風などで揺れるぐらいゆったりと張る方法で、防鳥効果があるといわれている。
- ④ 鶏舎扉は出入り時以外閉めておく。
- ⑤ ネズミの侵入路を点検し、定期的な駆除に努める。
- ⑥ セミウインドレス鶏舎のカーテンは極力閉鎖する。

(4) 飲用水、飼料の汚染防止

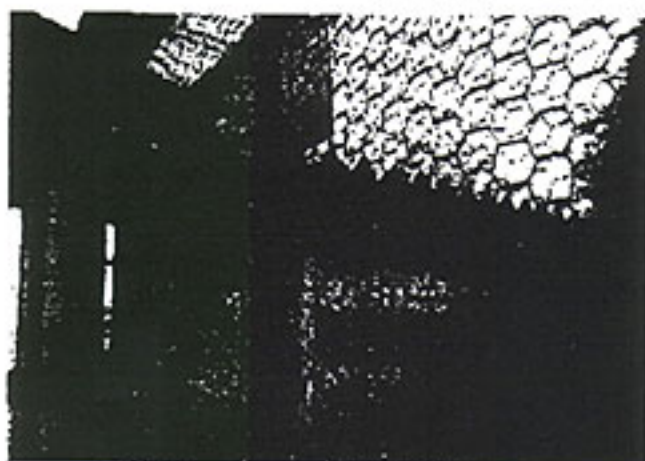
- ① 鶏用の飲用水は上水道又は消毒（塩素又はオゾン）したものをを用いる。
- ② 飼料タンクへの飼料の積み込み時、飼料保管時、飼料運搬時の野鳥、ネズミ等との接触防止を行う。

渡り鳥の季節になりました。鳥インフルエンザウイルスの侵入を防止するため、予防対策を再度点検しましょう。

① 防鳥対策

鶏舎への野鳥の侵入を防止するため、2cm角以下の網目の防鳥ネット（果樹用防鳥ネット 2m×50m×17mm角など）を張りましょう。

飼料置き場、堆肥舎にも防鳥ネットを張り、野鳥の侵入を防ぎましょう。



鶏舎側面、入気口等の網目の大きい場合は、金網の上から防鳥ネットを張り、野鳥の侵入を防止する。また、隙間は金網を詰める。

（写真：京都府提供）

堆肥舎はカラスのエサ場になることが多いので、死亡鶏、鶏卵の殻、破卵などは速やかに処理し、カラスのエサ場となるような所を作らないようにしましょう。

② 飲用水対策

感染した野鳥等の糞により汚染された水が伝播源となり得ます。鶏飲用水は水道水または消毒したものを給与しましょう。（消毒には塩素（塩素濃度は0.1ppm以上）またはオゾンを用いる。）

地下水を用いる場合は、ポンプアップ時に塩素剤を添加するか貯水タンク内に塩素玉を吊し消毒しましょう。



地下水のポンプアップ時に塩素剤を添加

（写真：京都府提供）

③ 人・車両による伝播防止対策

人による伝播を防止するため、外来者のチェック、立入の制限を行うこと、外来者の氏名等は記録しておくことを徹底しましょう。

また、踏込み消毒槽の設置、出入りの際の長靴や手指の消毒を徹底しましょう。踏込み消毒の際は、長靴の汚れをよく落とした後、出来るだけ長く消毒槽につかることが大切です。

踏込み消毒槽の薬剤は頻繁に交換すること、消毒槽へのホコリ、雨水の混入、直射日光を防ぐことにも気を付けてください。

(写真：関 令二氏提供)



(写真：京都府提供)



④ 野生動物による伝播防止対策

ネズミの侵入を防止するため、定期的なネズミ駆除、鶏舎の補修を行いましょう。ハエ、蚊、ゴキブリ等衛生害虫の駆除を徹底しましょう。養鶏場周囲に金網フェンスを張り、イタチ類などの侵入を防ぎましょう。

産卵率の低下や死亡羽数の増加などが無いかなど、毎日、飼養家きんをよく観察し、記録を付け、異常が認められた場合は最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

本病に対してご質問等がありましたらお気軽に家畜保健衛生所へお尋ねください。

連絡先：

(家畜伝染病防疫対応強化事業 (家畜衛生対策事業))

社団法人全国家畜産物衛生指導協会

〒113-0034 東京都文京区湯島3-20-9 福羊会館内 電話 03-3833-3861 FAX. 03-3933-3864